

讀五經正義札記（七）

— 宋慶元刊『春秋正義』管見 —

野間 文史

9 宋慶元刊『春秋正義』管見

我が研究室に筆者の待望すること久しき「宋本春秋正義三十六卷」（いわゆる「八行本」）の影印本が購入された。「統修四庫全書」（統修四庫全書編纂委員会編 上海古籍出版社 一九九六年〜二〇〇二年）経部春秋類中に収められた「宋慶元六年紹興府刻宋元遞修本」がそれである。

管見の及ぶところ、これまでにこの書が影印されたことは無かつたと思われ、しかも、種々の目録・解題書類にも言及するもの少ない、実見されることが稀な版本であったようである。たとえば現存する宋元版を博搜調査された阿部隆一氏（1917-1983）の『増訂中国訪書誌』・「北京南京上海観書記」中にも、残念ながら見えない。わずかに「宋元版所在目録」（『阿部隆一遺稿集第一卷宋元版篇』汲古書院 一九九三年）中に（傍線筆者。以下同じ）、

春秋左伝正義三六卷

宋慶元六年紹興府沈作賓刊 左右双辺八行一六字注マ三二字

宋元通修

北京 中版図

として記述されるばかりである。しかもこれは実見されたものではなく、『中国版刻圖録』（北京図書館撰 北京文物出版社 一九六〇年）を通じての言及であろう。

そしてその『中国版刻圖録』の解説には以下のように見える。

春秋左傳正義 唐孔穎達撰

宋慶元六年紹興府刻宋元遞修本 紹興 図版七九・八〇

匡高二一・二厘米，廣一六・三厘米。八行，行十六字。注文雙行，行二十二字。白口，左右雙邊。此爲春秋左氏傳經注單疏合刻第一本。

慶元六年沈作賓帥浙東知紹興府，以浙東茶鹽司舊刊易、書、周禮及毛詩、禮記五經注疏，而春秋左氏傳獨闕，乃仿前五經

版式刻於府治，故亦稱「越州本」。

刻工約分二期。丁拱、何昇、方堅、葛昌、方至、金滋、李信、劉昭、李師正、李倚、宋瑀、孫日新、許成之、方茂等南宋中葉杭州地區良工爲第一期。鄭堃、徐友山、何慶、繆珍、張狗、徐困、超遇春、陳琇等元時杭州補版工人爲第二期。此蓋元時印本。

阮元校勘記據蘇州朱文游家藏本訂校，因原書補版多寡不一，故兩本文字亦不盡合。今朱本久亡，此爲僅存之本。（解説のこの部分については後に詳述する。）

なお『北京図書館古籍善本書目』にも、

春秋左傳正義三十六卷

唐孔穎達撰 宋慶元六年紹興府刻宋元遞修本 三十二冊

八行十六字小字雙行二十二字白口左右雙邊

という記述が有る。

ちなみに宋元版を多く伝える我が国足利学校所蔵本中には、いわゆる「十行本」の『附釋音春秋左傳注疏六〇卷』が存在している。

そして足利学校遺籍図書館では、経書として『影南宋初年刊本 周易注疏 上・下巻』と『毛詩注疏 全四巻』（いずれも足利学校遺籍図書館後援会刊 汲古書院 一九八三年）に続けて刊行される予定であったと仄聞するが、残念ながら『左傳注疏』は中止となったようである。

以上のような事情からして、『春秋正義』全書の校定文作成と現代語訳を企図している筆者にとっては、足利「十行本」に先立つ慶元八行本『春秋正義』の影印刊行は、まことに喜ばしい事件となつたのである。

◆ ◆ ◆

もつとも、この書が全くの幻の版本であつたというわけではなく、幸いにも、かの阮元の『十三經注疏校勘記』が、すでに『左傳注疏』の校勘にこの「慶元八行本」を利用しているのである。「春秋左傳注疏校勘記序」に次のような解説が見える。

宋本春秋正義三十六卷

宋の慶元の間に、吳興の沈中賓の刊する所なり。案ずるに『新唐書經籍志』に「春秋正義三十六卷」を載するは、此と合す。

宋の王堯臣『崇文摠目』、晁公武『郡齋讀書志』、陳振孫『書錄解題』並びに同じ。分巻行款は俗本とも亦た異なる。

卷一序、

卷二隱元年、

卷三隱二年至五年、

卷四隱六年至十一年、

卷五桓元年二年、

卷六桓三年至六年、

卷七桓七年至十八年、

卷八莊元年至十五年、

卷九莊十六年至三十二年、

- 卷十閔元年二年、
- 卷十一僖元年至十五年、
- 卷十二僖十六年至二十六年、
- 卷十三僖二十七年至三十三年、
- 卷十四文元年至十年、
- 卷十五文十一年至十八年、
- 卷十六宣元年至十一年、
- 卷十七宣十二年至十八年、
- 卷十八成元年至十年、
- 卷十九成十一年至十八年、
- 卷二十襄元年至八年、
- 卷二十一襄九年至十二年、
- 卷二十二襄十三年至二十二年、
- 卷二十三襄二十三年至二十五年、
- 卷二十四襄二十六年至二十八年、
- 卷二十五襄二十九年至三十一年、
- 卷二十六昭元年至三年、
- 卷二十七昭四年至七年、
- 卷二十八昭八年至十二年、
- 卷二十九昭十三年至十七年、
- 卷三十昭十八年至二十二年、
- 卷三十一昭二十三年至二十六年、
- 卷三十二昭二十七年至三十二年、
- 卷三十三定元年至七年、

- 卷三十四定八年至十五年、
  - 卷三十五哀元年至十一年、
  - 卷三十六哀十二年至二十七年。
- 又た「會於夷儀之歲」云云の襄二十六年の首かしらに在るは、唐石經と合す。『釋音』を附する無く、字に俗體無し。是れ宋刻正義中の第一の善本なり。每半頁八行、經傳は每行十六字。「注」及「正義」は、每格雙行、行は廿二字。經傳の下に「注」を載するも、「注」字を標せず。「正義」をば摠すくて篇末に歸するは、眞に舊式なり。今校勘記は此の分卷に依る。
- 宋慶元間、吳興沈中實所刊。案新唐書經籍志載「春秋正義三十六卷」、與此合。宋王堯臣崇文摠目、晁公武郡齋讀書志、陳振孫書錄解題並同。分卷行款、與俗本亦異。卷一序、卷二隱元年、卷三隱二年至五年、卷四隱六年至十一年、卷五桓元年二年、卷六桓三年至六年、卷七桓七年至十八年、卷八莊元年至十五年、卷九莊十六年至三十二年、卷十閔元年二年、卷十一僖元年至十五年、卷十二僖十六年至二十六年、卷十三僖二十七年至三十三年、卷十四文元年至十年、卷十五文十一年至十八年、卷十六宣元年至十一年、卷十七宣十二年至十八年、卷十八成元年至十年、卷十九成十一年至十八年、卷二十襄元年至八年、卷二十一襄九年至十二年、卷二十二襄十三年至二十二年、卷二十三襄二十三年至二十五年、卷二十四襄二十六年至二十八年、卷二十五襄二十九年至三十一年、卷二十六昭元年至三年、卷二十七昭四年至七年、卷二十八昭八年至十二年、卷二十九昭十三年至十七年、卷三十昭十八年至二十二年、卷三十一昭二十三年至二十六年、卷三十二昭二十七年至三十二年、卷三十三定元年至七年、卷三十四定八

年至十五年、卷三十五哀元年至十一年、卷三十六哀十二年至二十七年。又「會於夷儀之歲」云云在襄二十六年之首、與唐石經合。無附釋音、字無俗體。是宋刻正義中之第一善本。每半頁八行、經傳每行十六字。注及正義、每格雙行、行廿二字。經傳下載注、不標注字。正義摠歸篇末、眞舊式也。今按勘記依此分卷。

かつて民国八年（一九一九年）に商務印書館が「涵芬樓」蔵本を中心に善本を博搜収集した「四部叢刊」を影印刊行したのは周知のことであるが、その際に、阮元によって「宋刻正義中の第一の善本」と評されたこの「慶元八行本」が採録されず、「四部叢刊続編」（一九三四年）中に、我が国伝承の旧鈔本「正宗寺本春秋正義三六卷」が採用されたのは、おそらく「正宗寺本」が単疏本であったことをその主たる理由とするものと思われる。

ところで先に「幸いにも、かの阮元の『十三經注疏按勘記』は、『左傳注疏』の校勘にこの八行本を利用している」と述べたが、その理由のひとつは、阮元『十三經注疏按勘記』中で、「八行本」を直接利用しているのが『禮記注疏』（ただし阮校の参照した惠棟校本が「八行本」に基づいているということ。）とこの『左傳注疏』のみであり、校勘記の資料としては充実にいたことも意味していた（山井鼎『七經孟子考文補遺』を通じての校勘は含めていない）。

参考までに、以下に現存する九經注疏本と阮元『按勘記』との關係を圖表化してみよう。「△」印は部分的に残っているもの、「□」「○」印はほぼ完存しているもの、「◎」印はその版本がほぼ完存し、しかも阮元『按勘記』が利用したものである。

	易	書	詩	禮	左	周	儀	公	穀
單疏本									
I 唐代写本			△?		△	△	△		
II 國子監本									
III 覆國子監本					□	□	△	△	△
經注疏合刻本									
IV 八行本					□	□	○	◎	□
附釈音本									
V 十行本								○	○
VI 正徳十行本								◎	◎
VII 閩本(嘉靖本)								◎	◎
VIII 監本(万曆本)								◎	◎
IX 毛本(汲古閣本)								◎	◎
X 殿本(乾隆本)								◎	◎

卑見によれば、『十三經注疏按勘記』中で『春秋左傳注疏按勘記』の出来栄はかなり上等に属するものではないかと思う。もちろん「八行本」を利用することができたのが、その主たる要因である。ただ、これまで我々は阮校の言及する範囲でしか「八行本」の内容を知ることができなかったためであり、このたびの影印本の刊行は、その意味からも、まことにありがたいことであった。

さて筆者は先に『春秋正義の基礎的研究』（平成9年度～平成11年度科学研究補助金・基盤研究(C)2・研究成果報告書）中に、「春秋正義校

勘記（序・卷一〜卷十）」を發表し、次いで「春秋正義の發展的研究」（平成12年度〜平成13年度科学研究補助金・基盤研究(C)(2)）の成果の一部として、「春秋正義校勘記（卷十一〜卷十八）」（広島大学大学院文学研究科論集第六二卷特輯号一 二〇〇二年）を發表した。そして現在、『左傳注疏』全六〇卷分をほぼ完成している。

ちなみに右の拙稿は、阮元『春秋左傳注疏校勘記』の「疏」部の全文を収録し、これに『景鈔正宗寺本春秋正義』（昭和八年東方文化學院影印本）、また南宋の魏了翁『春秋左傳要義』（四庫全書本）との異同を記したものである。しかしより完成度の高い校勘記としては、「八行本」や「十行本」をも参照すべきであることは言うまでもないことであろう。遺憾ながら、これまでそれができなかった。「八行本」は阮校に全面的に依拠していたのである（同様に、「十行本」は山井鼎『七經孟子考文補遺』に拠る）。

そしてこのたびの「慶元八行本」の公刊である。とはいうものの、短期間のうちに『春秋正義』全三十六巻を詳細に検討することは不可能であるが、筆者が一通り瞥見したところ、阮校の言及部分についていささか気になる点を見出したので、以下にそのことについて申し述べ、大方の御教示を仰ぎたいと思う。「讀五經正義札記（七）」として取り上げた所以である。

先ず指摘すべきは、「慶元本」はやはり善本だということである。「十行本」に淵源する後世の諸版本に比べて、その嘉勉の多さは既に阮校が指摘するところであった。分巻次第はほぼ「單疏本」のそれを踏襲しており、疏部分の經・伝・注部分との緊密性の点から見て、やはり「單疏本」の形式を色濃く残しており、最初の合刻本である

ことが実感されるものである（附圖一参照）。

次に指摘すべきは、影印本のため判断するのがなかなか困難ではあるが、宋版としてはかなり後印に属するようで、しかも遞修部分がかかなり多いように見受けられる（附圖二参照）。

なお、「統修四庫全書本」では、原本を半葉ごとに影写し、後で表と裏を一葉の形に合わせたためであろう、版心が充分には復元されていらない恨みがある。したがって刻工名も識別困難な版心が少なくない。「原書版框高二一七毫米寛三四六毫米」であるというが、影印本は縦九〇ミリ・メートル、横一四〇ミリ・メートルに縮印されている。

三番目に指摘すべきは、実は「慶元本」自体の問題ではなく、阮元『春秋左傳注疏校勘記』の問題である。『校勘記』序文①によれば『春秋左傳注疏』を担当したのは錢塘監生の嚴杰（1763-1843）であり、彼はまた阮元の指導のもと『經籍纂詁』や「皇清經解」の編集にも携わった人物であった（『清史列傳』卷六九）。既述のとおり、『春秋左傳注疏校勘記』は阮校の中では優れたものであり、その功績は、やはり彼に帰せられるであろう。

ところが、筆者がこのたび、主として「正宗寺本」（單疏本）と異なる部分を中心に検討したところ、予想以上の事実を見出し得たのである。それはこの「慶元本」の本文が、阮校の記述（すなわち阮校にいわゆる「宋本」に対する記述）と異なっている箇所が極めて多いことであった。もちろん一致する箇所が圧倒的に多いのも事実であるが、異なる部分が決して少なくはないのである。

以下に、その実例を挙げてみよう。筆者がこれまでに作成した校

勘記(卷・葉数の後に阮校、◎印の後に筆者の校勘)の記述の後に、実際に「慶元本」に当たって見た結果を附加したものである。なお、以下この「慶元本」を「統修四庫本」と称し、阮校所引「宋本」と区別する。

◆ ◆ ◆

☆以至于今(序02b-9) 宋本・毛本「于」作「於」。按經多作「于」、傳注・正義多作「於」。此正義當用「於」字。後人因簡省、改作「于」也。◎正本は「于」字に作る。要義本は「於」字に作る。「統修四庫本」も「于」字に作る。

・以公姑姊妻之(序02a-1) 宋本「姊」作「姉」、下同。唐宋人从「市」是也。◎正本は「姊」字に作る。「統修四庫本」も「姊」字に作る。

・且有題曰春秋釋例序(01-01a-7) 宋本「且」誤「其」。◎正本は「且」字に作って、誤らず。「統修四庫本」は「具」字に誤る。

・徐邈以晉世言五經音訓(01-01a-9) 宋本「言」作「定」、「音」誤「奇」。◎正本は「定」字、「音」字に作り、ともに誤らず。「統修四庫本」は正本に同じ。

☆大槲作甲子(01-04a-5) 宋本・監本・毛本「槲」作「撓」。◎正本は「槲」字に作る。「統修四庫本」も「槲」字に作る。

☆諡曰宣子者(01-08a-7) 宋本・毛本「諡」作「諡」。說詳隱八年傳。◎正本は「諡」字に作る。「統修四庫本」も「諡」字。

☆自嫌嫌大(01-10a-6) 宋本・監本・毛本「疆」作「疆」誤。◎正本は「疆」字に作って誤らず。「統修四庫本」も「疆」字に作る。

☆是錯經以合異也(01-11b-5) 宋本・監本・毛本「異」誤「義」。◎

正本は「異」字に作って誤らず。「統修四庫本」も「異」字。☆邱明與聖同恥(01-20b-3) 宋本・監本・毛本「恥」作「時」。◎正本は「恥」字に作る。「統修四庫本」も「恥」字に作る。

☆乃聞賢與不賢(01-27b-1) 宋本「聞」作「關」是也。◎正本は「聞」字に作る。これは誤り。「統修四庫本」も「聞」字に誤る。

☆以聖人盡聖窮神(01-28b-1) 宋本・閩本・監本・毛本「盡聖」作「盡性」。◎「統修四庫本」は「盡聖」に作る。正本は闕文。

・是風吹之隊濟水(03-09b-4) 宋本・閩本・監本・毛本「隊」作「墜」。◎正本は「隊」字に作る。「統修四庫本」も「隊」字に作る。

・上言伐下言取者(03-13a-5) 宋本・監本・毛本「下」誤「不」。◎正本は「下」字に作って、誤らず。「統修四庫本」も「下」字に作る。

・正義曰說文云漁捕魚也(03-20a-9) 宋本・閩本・監本・毛本「漁」作「魚」。◎正本は「漁」字に作る。「統修四庫本」も同じ。

★若一地二名當時並存(04-08b-7) 案釋例作「若二名當時並存」。宋本・閩本・監本・毛本「存」作「有」。◎正本は「若一地二名當時並存」に作る。「統修四庫本」も「存」字に作る。

★六棗謂黍稷稻粱麥苴(05-08b-10) 宋本・監本・毛本「粱」作「棗」非也。◎正本「粱」字に作って、誤らず。「統修四庫本」は「粱」字に誤る。

・徂東其脛(05-11b-2) 宋本・監本・毛本「徂」作「徂」。◎正本は「徂」字に作る。阮刻本も同じ。「統修四庫本」も「徂」字に作る。

・又哀十三年十二月蠱(06-01b-2) 宋本「三」作「二」非也。◎正本は「三」字に作って誤らず。「統修四庫本」も「三」字に作る。

- ・駁出合禮 (06-07a-3) 宋本・毛本作「合理」。◎正本は「合禮」に作る。これが正しい。「統修四庫本」も「合禮」に作る。
- ★楊雄方言云 (06-08a-10) 宋本・毛本「揚」作「揚」非也。案廣韻揚字下不言姓。楊字注云、出宏農天水二望。漢書本傳云、其先食采於楊、因氏焉。◎正本は「楊」字に作って、誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「楊」字に作る。
- ★陸機毛詩疏云 (06-08a-10) 宋本「機」作「璣」非。◎正本は「機」字に作る。「統修四庫本」も「機」字に作る。
- ・季梁推此出理 (06-19b-9) 宋本・閩本・監本・毛本作「推出此理」。◎正本は「推此出理」に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」同じ。
- ・尚書歐陽說九族乃異姓有屬者 (06-20a-6) 宋本「乃」作「反」。詩葛藟正義引「屬」上有「親」字。◎正本・要義本は「乃」字に作る。「統修四庫本」も「乃」字に作る。
- ・未自爲法式 (08-09a-7) 宋本「法」作「灋」。◎正本は「法」字に作る。「統修四庫本」も「法」字に作る。
- ・皆言已往會之 (09-07a-3) 宋本「已」作「巳」不誤。◎正本は「巳」字に作る。「統修四庫本」は「巳」字に作る。ただし「巳」字が正しい。
- ・及僖子乞乞卒子常代之 (09-28a-2) 各本作「僖」。此本誤「僖」。今訂正。宋本「常」作「恆」。毛本「代」誤「伐」。◎正本は「子常」に作る。「統修四庫本」も「常」字に作る。
- ・皆以爲一百七十三日有餘而日一食 (10-08a-2) 宋本・監本・毛本「三」作「二」。元和李銳云、作「三」是也。宋書景初術會通七十九萬一百一十、以日法四千五百五十九除之、得一百七十三日餘一千四百三之類。◎正本・阮刻本は「三」字に作る。これが正しい。「統修四庫本」も「三」字に作る。
- ・於是樹板榦而興作焉 (10-17a-4) 宋本・閩本「榦」作「榦」。監本・毛本作「幹」。並非。◎正本・阮刻本は「榦」字に作る。これが正しい。「統修四庫本」も「榦」字に作る。
- ・謂板榦舂楬 (10-17b-2) 閩本・監本・毛本「榦」作「幹」。宋本作「榦」。下同。「楬」宋本作「楬」字。按「楬」字說文所無。乃周禮「鞞」字之俗體。此處當用「楬」。◎正本は宋本と異なり「謂板榦舂楬」に作る。阮刻本同じ。同じでも「統修四庫本」は「榦」字に作る。
- ・陸機毛詩義疏云 (11-11a-2) 宋本「機」作「璣」。◎正本は「機」字に作る。「統修四庫本」も「機」字に作る。
- ★是共權時之便 (12-09b-9) 宋本「時」作「盟」、「便」作「宜」。◎正本は「是共權時之宜」に作る。「統修四庫本」は「是其權盟之宜」字に作る。これが正しい。
- ・說文云震劈歷振物者 (14-01b-7) 宋本亦作「劈歷」下同。閩本・監本・毛本作「霹歷」非也。◎正本は「劈歷」に作る。「統修四庫本」も「劈歷」に作る。
- ・又曰然則吾欲暴巫而奚若 (14-27a-2) 宋本・閩本・監本・毛本脱「然則」二字。◎正本は諸本と異なり、「然則」二字を脱しない。これが正しい。「統修四庫本」も脱せず。
- ・其小者謂之蠮螋 (15-03a-4) ◎正本・殿本「蠮」字を「蠮」字に作る。「統修四庫本」も同じ。阮校の遺漏か。
- ・正義曰用兵之法 (15-04a-6) ◎正本には「用兵」の上に「言」字がある。「統修四庫本」も同じ。阮校の遺漏か。

- ・案漢書尉他獻文帝翠鳥毛 (15-23a-3) 閩本・監本・毛本「他」作「佗」。  
「毛」宋本作「千」、與漢書南粵傳合。◎正本は「他」字「毛」字に作る。「統修四庫本」も同じ。
- ・稱舊都以爲本耳 (16-04a-1) 宋本・監本・毛本「都」作「郡」是也。◎正本は「都」字に作る。これは誤り。阮刻本は諸本と同様「都」字に作る。これが正しい。「統修四庫本」も「都」字に誤る。
- ・門人從以爲諡 (16-06b-2) 閩本・監本・毛本「諡」作「惠」非。宋本「諡」作「諡」。案當作「諡」。◎正本は「諡」字に作る。これが正しい。「統修四庫本」も「諡」字に作る。
- ・明是適子有疾 (16-08a-1) 宋本・閩本・監本・毛本「適」作「嫡」。◎正本は諸本とは異なり、「適」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「適」字に作る。
- ・侯伯七 (16-26a-6) 閩本・監本「侯」誤「諸」。宋本・毛本「侯」上行「諸」字。◎正本は宋本と異なり、「諸」字無し。これが正しい。「統修四庫本」にも「諸」字は無い。
- ・故有貳心也 (17-02a-6) 宋本・監本・毛本「貳」作「一」。◎正本は「貳」字に作る。「統修四庫本」も「貳」字に作る。
- ・故言其諡也 (17-10a-8) 案「諡」當作「諡」。宋本多作「諡」者、必是慶元重刻時所改。◎正本は宋本と異なり「諡」字に作る。阮校が指摘するように、これが正しい。「統修四庫本」も「諡」字に作る。したがって阮校「慶元重刻時所改」は失校。
- ・故特爲此解 (19a-24b-10) 宋本「特」作「持」誤。◎正本は「杜」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「杜」字。
- ・如今皆死 (19b-03a-10) 宋本・毛本「今」作「令」。◎正本は「今」字に作る。「統修四庫本」も「今」字に作る。
- ・征虜者貨賄之稅 (19b-03b-5) 宋本・閩本・監本・毛本「稅」誤「移」。◎正本は「稅」字に作って、誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「稅」字に作る。
- ・且迸居夷狄 (19b-04a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「夷狄」作「四夷」。◎正本は「夷狄」に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「夷狄」に作る。
- ・比猶釋不朝正之義 (20-01b-1) 閩本・監本「比」作「此」。宋本「正」作「王」是也。◎正本は「比」字、「正」字に作る。つまり阮刻本に同じ。「統修四庫本」も「正」字に作る。
- ・入於國 (20-02b-6) 宋本・閩本・監本・毛本「入」誤「人」。◎正本は「入」字に作って誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「入」字。
- ・是植謂將領主帥監作者也 (21-08a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「謂」作「爲」。◎正本は諸本と異なり「謂」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「謂」字に作る。
- ・劉歆期交州記曰 (21-08b-7) 宋本「歆」作「欣」。記「杭世駿改作「志」。◎正本は阮刻本と同様「劉歆期交州記曰」に作る。「統修四庫本」も「歆」字に作る。
- ・故窺其戶 (22-04a-5) 宋本・閩本・監本・毛本「窺」作「闕」不誤。◎正本・要義本は諸本と異なり「窺」字に作る。「闕」字が正しい。「統修四庫本」も「窺」字に作る。
- ・既不書公子而稱仲遂者 (22-06b-1) 宋本・閩本・監本・毛本「書」作「稱」。◎正本は諸本と異なり「書」字に作る。「統修四庫本」も「書」字に作る。



- ・皆歴序諸國（22-14a-9）宋本・毛本「歴」作「列」。◎正本は「歴」字に作る。これが正しい。「統修四庫本」も「歴」字に作る。
- ★計應罪楚子（22-15a-6）宋本・閩本・監本・毛本「計」作「例」是也。◎正本は諸本と異なり「計」字に作る。阮刻本は「例」字に作る。「統修四庫本」も「計」字に作る。
- ・彼四民謂士農工商（23-05a-8）宋本・閩本・監本・毛本「謂」作「爲」非也。◎正本は諸本と異なり「謂」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「謂」字に作る。
- ・今楚王偶然乘左廣以逐趙旃（23-18a-4）宋本・監本・毛本「廣」作「車」非。◎正本は「廣」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「廣」字に作る。
- ・夏大釋詁文（23-20b-6）宋本・閩本・監本・毛本「大」誤「人」。◎正本は「大」字に作って誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」同じ。
- ・凡草物之類謂之妖（24-11a-7）宋本・閩本「物」作「木」。案漢書五行志作「物」。◎正本は「物」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「物」字に作る。
- ・將有背晉之心（24-17a-10）宋本・毛本「將」作「當」。◎正本は「將」字に作る。「統修四庫本」も「將」字に作る。
- ・以居俗裔（25-06a-1）宋本・毛本作「以居草莽」是也。◎正本は「以處草莽」に作る。要義本同じ。これが正しい。「統修四庫本」も同じ。
- ・正義曰（26-03a-2）宋本「曰」字空缺。◎正本には「曰」字が有る。「統修四庫本」にも「曰」字が有る。
- ・故云魯人自牽之功（26-10b-3）宋本「故」上有「案在二年今始立武宮」九字。◎正本には「牽在二年今始立武宮」の九字が有る。要義本同じ。「羣」字が正しい。「統修四庫本」も「羣」字。
- ・而勞逸等也（26-13b-5）宋本・閩本・監本・毛本「逸」作「佚」。◎正本は諸本と異なり「逸」字に作る。「統修四庫本」も「逸」字。
- ・呂氏春秋稱黃帝使冷倫（26-25b-10）宋本「冷」作「伶」。◎正本は「冷」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「冷」字。
- ・播炙芬芬（27-10b-7）宋本・閩本・監本・毛本「播」作「播」。案詩作「播」。◎正本は諸本と異なり「播」字に作る。「統修四庫本」も「播」字に作る。
- ・食話言爲義（28-04b-10）毛本「話」作「語」。宋本「義」作「並」皆非也。◎正本は阮刻本と同様「食話言爲義」に作る。これが正しい。「統修四庫本」も同じ。
- ・使佐下軍（28-30a-5）宋本・監本・毛本「下」作「新」、與國語合。◎正本は「下」字に作る。「統修四庫本」も「下」字に作る。
- ★則下與福祐甚周徧（29-06b-9）宋本・閩本・監本・毛本「祐」作「佑」。◎正本は「祐」字に作る。「統修四庫本」も同じ。
- ・以明王勅其來盟（29-09b-3）宋本・毛本「勅」作「敕」。◎正本は「勅」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。
- ・維其有之（29-12b-10）宋本・閩本・監本・毛本「維」作「惟」。◎正本は諸本と異なり「維」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「維」字に作る。
- ・韓獻子白（29-18a-2）宋本・閩本・監本・毛本「白」作「曰」。◎正本は諸本と異なり「白」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「白」字に作る。

- ・彼俱不敢聞 (29-18b-1) 閩本・監本・毛本「俱」誤「懼」。宋本「聞」作「聞」。◎正本は「聞」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「聞」字に作る。
- ・我止略女 (29-21a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「止」作「只」非也。◎正本は諸本と異なり「止」字に作つて誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「止」字に作る。
- ・於時魯師大敗 (29-26b-6) 宋本・毛本「時」作「是非」。監本「大」作「夫」不誤。◎正本は「於時魯師大敗」に作つて誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「於時魯師大敗」に作る。
- ・自敗於壺終始也 (29-26b-8) 閩本「壺」誤「壺」。監本・毛本作「臺」。依檀弓改也。宋本・監本・毛本「終」作「駘」。山井鼎云「駘」作「駘」、與禮記合。閩本亦誤「終」。◎正本は「自敗於壺始也」に作る。「統修四庫本」も「自敗於壺始也」に作る。
- ・故爲主役徒者 (30-10a-3) 宋本・閩本・監本・毛本「役徒」誤倒。◎正本は諸本と異なり「役徒」に作つて誤らず。「統修四庫本」も「役徒」に作る。
- ・齊任管夷吾 (30-18b-6) 宋本・毛本「任」作「用」。◎正本は「任」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「任」に作る。
- ・此傳云二師令四鄉正 (30-21b-2) 閩本此處闕。宋本「令」作「命」是也。○今依作「命」。◎正本は「令」字に作る。「統修四庫本」も「令」字に作る。
- ・萬十里爲成 (31-09b-2) 宋本・閩本・監本・毛本「萬」作「万」是也。按唐人于「萬」字多作「万」。◎正本は「方」字に作る。阮刻本同じ。「方」字が正しい。「統修四庫本」も「方」字に作る。
- ・是僖公之廟門也 (31-16a-10) 宋本「之廟」作「廟之」是也。◎正本は「之廟」に作る。「統修四庫本」も同じ。
- ・夜字從夕 (32-04b-7) 宋本「夜」作「夢」是也。◎正本は「夜」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。
- ・而使祁午 (34-16a-7) 宋本・閩本・監本・毛本「祁」作「折」非也。◎正本は諸本と異なり「祁」字に作つて誤らず。「統修四庫本」も「祁」字に作る。
- ・男女同名 (35-12a-3) 宋本「女」作「子」非也。◎正本は宋本と異なり「女」字に作つて誤らず。「統修四庫本」は「子」字に誤る。
- ・是役夫遂正所主 (35-17b-7) 宋本・閩本・監本・毛本「遂」成「隧」。下同。山井鼎云、此疏有四遂正、但最上隧正同今本也。◎正本は諸本と異なり「遂」字に作る。「統修四庫本」も同じ。
- ・漢書藝文志無周書篇目 (37-10a-6) 宋本「無」作「有」是也。◎正本は「无」字に作るが、これは誤り。阮刻本は「有」字に作る。これが正しい。ただし「統修四庫本」も「無」字に作る。
- ・饗之以璧賄日 (37-13a-2) 宋本「賄」作「侑」、與楚語合。◎正本は「賄」字に作る。「統修四庫本」も同じ。
- ・如是女之服蘭也 (38-31b-2) 閩本・監本・毛本「如」誤「知」。宋本重「是」字、「之」作「子」。◎正本は「如是是女之服蘭也」に作る。「統修四庫本」も同じ。
- ・周成王封母弟叔虞於堯之故虛 (39-13a-2) 宋本・閩本・監本・毛本「虛」作「墟」。案「墟」「虛」古今字。◎正本は「虛」字に作る。「統修四庫本」も同じ。
- ・代殷繼伐 (39-14a-3) 宋本・監本・毛本作「伐殷繼代」。閩本惟上「伐」

字作「代」。按詩序皇矣是代殷之詩。文王有聲是繼伐之詩。此本是也。◎正本は「代殷繼伐」に作って、誤らず。「統修四庫本」は「代殷繼代」に作る。

・比船爲橋(41-16b-7) 閩本「橋」誤「誓」。宋本「船」作「船」。下同。

◎正本は「舟」字に作る。「統修四庫本」も「舟」字に作る。

・振爲整理之意(42-09a-6) 宋本・毛本「意」作「義」。◎正本は「意」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「意」字に作る。

・是解衡霍二名之由也(42-19b-5) 宋本・閩本・監本・毛本「由」作「山」。◎正本は「由」字に作る。「統修四庫本」も同じ。

★考工記(43-12b-5) 宋本・毛本「工」誤「功」。◎正本は「工」字に作って誤らず。「統修四庫本」も同じ。

・豫筭而盡知(44-07b-10) 宋本「豫」上有「皆」字。「筭」作「算」是也。毛本同。◎正本は「皆豫筭而盡知」に作る。「統修四庫本」同じ。

・劉賈穎曰(44-20b-5) 宋本「穎」作「穎」是也。◎正本は「穎」字に作る。「統修四庫本」も「穎」字に作る。ただし「穎」字が正しい。

・幕能師顛頊者也(44-26b-5) 宋本「師」作「帥」、與外傳合。◎正本は「師」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。

・邑外謂之郊(45-05b-1) 宋本・毛本「謂」誤「爲」。◎正本は「謂」字に作る。「統修四庫本」も同じ。

・土畏木以己爲甲妃也(45-06b-7) 宋本・監本・毛本「木」作「水」非也。◎正本は「木」字に作って、誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。

・姑洗之鍾(45-35a-10) 宋本・閩本・監本・毛本「鍾」作「鐘」。◎正本は諸本と異なり「鐘」字に作る。「統修四庫本」は阮刻本と同様

「姑洗之鍾」に作る。ただし「沽」字は「姑」字の誤刻。

・二子更無兵衆(46-05a-10) 閩本・監本・毛本「兵」作「寶」非。宋本「二」誤「三」。◎正本は「二」字に作って誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も「二」字に作る。

・下又云(46-15b-1) 宋本・毛本「又」作「文」。◎正本は「又」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。

・以聽鳳皇之鳴(49-16b-2) 宋本・閩本・監本・毛本「皇」作「凰」俗字。

◎正本は諸本と異なり「皇」字に作って誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。

・辰馬農祥(49-17b-9) 宋本・監本・毛本「馬」作「爲」非也。◎正本は「馬」字に作って誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。

・戸暗反(50-02b-6) 宋本此三字側注。◎正本は小字双行に作る。「統修四庫本」も同じ。

・不宜執其使人(50-17b-8) 宋本・監本・毛本「宜」作「得」。正徳本・閩本此處實缺。◎正本は諸本と異なり「宜」字に作る。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。

・然則百穀(53-10b-3) 宋本・毛本「穀」作「官」非也。◎正本は「穀」字に作って誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」も同じ。

・楚是南方之國(53-21b-4) 宋本脱「之」字。◎正本には宋本と異なり「之」字が有る。これが正しい。阮刻本同じ。「統修四庫本」も脱せず。

・謂請楚楚許之也(54-09b-9) 宋本「許」下有「人」字。◎正本には「人」字無し。これが正しい。「統修四庫本」・阮刻本も同じ。

・猶成三年(54-12a-9) 宋本・閩本・監本・毛本「三」作「二」非也。◎

正本は「三」字に作って誤らず。「統修四庫本」・阮刻本も同じ。  
 ・載忌歸之矢 (54-15b-5) 宋本・監本・毛本「忌」作「忘」是也。◎正本  
 は「忌」字に作る。「統修四庫本」も同じ。ただし「忘」字が正  
 しい。

★同上 (57-01a-3) 宋本作「正義曰、魯世家云、哀公名蔣。定公之  
 子。蓋是夫人定姒所生。以敬王二十六年即位。諡法共仁短折曰  
 哀」。按此古本之最善處。坊刻改爲「同上」以省字。◎正本は「正  
 義曰、魯世家云、哀公名蔣。定公之子。蓋是夫人定姒所生。以  
 敬王二十六年即位。諡法共仁短折曰哀」に作る。これが正しい。  
 「統修四庫本」も「諡」字に作る。

・非年所種 (57-05a-4) 宋本・閩本・監本・毛本「年」作「手」是也。◎  
 正本は諸本と異なり「年」字に作る。「統修四庫本」は「身」字に  
 作る。これが正しい。

・以玉作六瑞 (58-08b-9) 宋本・監本・毛本「六」作「五」誤也。◎正本  
 は「六」字に作って誤らず。「統修四庫本」も同じ。

・犁即犁邱也 (58-19b-8) 宋本「犁邱」作「黎邱」。下同。◎正本は「黎  
 丘」に作る。「統修四庫本」も同じ。

・孔子不得服弔服 (59-02b-8) 宋本上「服」字誤「成」。◎正本は「服」  
 字に作って誤らず。阮刻本同じ。「統修四庫本」は「哭」字に作  
 って、誤る。



以上すべて一一五例。主として「正宗寺本」と異なる箇所を中心  
 に、阮校の記述と合わない例を挙げてみたもので、このほかにもま  
 だ存在することが予想される。『春秋左傳注疏』でいえば全六〇巻、

慶元本『春秋正義』全三六巻の分量からすると、この数を少ないと  
 見なすべきであろうか、それとも多いと見なすべきであろうか。筆  
 者は、やはりこの分量を多いものと見なさざるを得ない。

それではなぜこのような事態が生じたのであろうか。たとえば、

・季梁推此出理 (06-19b-9) 宋本・閩本・監本・毛本作「推出此理」。

の例のように、宋本が他の諸本とともに列挙されている場合、諸本  
 の校記に引きずられた可能性は考えられるであろう。しかし、

・孔子不得服弔服 (59-02b-8) 宋本上「服」字誤「成」。

の例のように、宋本が単独に言及されているにもかかわらず、これ  
 に一致しないものが二四例も見出されるのは、やはり不可解といわ  
 ねばならない。

それでは、阮校に用いたのは、このたび影印刊行された「慶元八  
 行本」とは異なる別の「慶元八行本」なのであろうか。

さてここで取り上げるべきは、前掲『中國版刻圖録』解説の最後  
 の部分である。この解説では、先ず版本の仕様を説明し、次いでこ  
 れが宋・元の遞修本であることの根拠として、宋・元の刻工名を二  
 期に分けて列挙した後、この書を元時の印本だと見なしている。そ  
 して最後に、

阮元の校勘記は蘇州の朱文游の家藏本に據りて訂校するに、原

書の補版の多寡の一ならざるに因り、故に兩本の文字も亦た盡くは合はず。今、朱本は亡びて久しく、此は僅かに存するの本たり。

と述べている。これによれば「慶元八行本」は二種類伝存していたことになる。そして阮元が校勘に利用したのは朱文游の家藏本であるが、これは現在亡逸しており、もう一本が北京図書館所藏となった。兩本ともに元代の遞修本であるため、遞修の程度の違いにより、阮元『校勘記』にいわゆる「宋本」の記述と合わない箇所が生じたというのである。

ところでこの『中國版刻圖録』解説には実は基づくところが有った。それは「四部叢刊」の編纂者である張元濟（1866-1959）の指摘である。彼の手に成る『涵芬樓燼餘書録』に見える「慶元八行本」の解題の内容をまとめると以下のようになるであろう。

○この版本は清の季振宜・徐乾学の旧藏書であり、これを惇化本の重刊であるとする説は誤りであつて、慶元庚申（六年 1200）に沈中實が旧式にのつとつて刊行したものであること。

○その巻数は単疏本に一致するが、日本伝承の単疏本である「正宗寺本」と一箇所、巻次第に相違する部分があること。

○阮元『校勘記』が利用したのも慶元本であるが、その記述が合わない箇所が存在することから（八例を挙げる。前掲筆者の校勘記で「☆」印を附したものの）、「頗る疑ふらくは、阮氏の見所は多く補版爲り、故に同じからざる有るなり」と予想すること。

○刻工名に、紹熙壬子（三年 1193）刊刻の「黃唐本禮記正義」（八行本）に一致するものが有ること、その刻工には版心に字数を記さない宋瑜以下九六人と、字数を記す鄭堃以下五三人等が存在し、前者が慶元年間の、後者が元代の補修の刻工であること、さらにその補修も一時ではないこと。

○この版本はかつて錢大昕が言及②した「朱文游藏本」であること、これを陳樹華が借り受けて校本を作成し、さらに段玉裁がその副本を作成したが、いずれも現在には伝わらないこと、また「朱文游本」は後に金輔之（金榜）の藏書となったが、これもまた現在では亡逸したこと。

○さらに『南雁志』中に三十六卷本が見えるが、これは慶元本ではないこと。

春秋左傳正義三十六卷 宋慶元刊本 三十二冊

季滄葦・徐健菴舊藏

此爲春秋左傳注疏合刻之第一版。吳興沈中實刊於宋慶元庚申之歲。書名除卷一外、均無「左傳」二字。前有孔穎達序。有若干卷、卷尾題「修職郎新差充婺州州學教授趙彥權點校」、或題「鄉貢進士馮嗣祖校勘」。卷末有杜氏後序及惇化元年庚寅校勘進書銜名。與阮刻校勘記所列同。

或謂「此爲重刊惇化本」、不知惇化時、祇有單疏。沈氏乃沿用舊本原式、非重刊。此觀沈氏後跋自明。

孔序有言「爲之正義凡三十六卷」、是三十六卷爲孔氏自定。近日本纂印影正宗寺本單疏、卷數相同。惟以閏公元年至僖公五年爲卷第十、與此稍異、餘悉相合。

阮文達重刊「十三經注疏」、嘗以此刻校勘左傳、謂「無附釋音、字無俗體。是宋刻正義中之第一善本。每半頁八行、經傳每行十六字。注及正義、每格雙行、行廿二字。經傳下載注、不標注字。正義總歸篇末、云云」。今以此本證之、一無差異。

惟阮氏校勘記謂、正義序「以膠投漆」、宋本「漆」字誤作「漆」。而此不作「漆」。「以至于今」、宋本「于」作「於」。而此不作「於」。卷一「大槓作甲子」、宋本「槓」作「撓」。而此不作「撓」。「自嫌疆大」、宋本「疆」作「疆」。而此不作「疆」。是錯經以合異也、宋本「異」誤「義」。而此不誤「義」。「丘明與聖同恥」、宋本「恥」作「時」。而此不作「時」。「乃聞賢與不賢」、宋本「聞」作「關」。而此不作「關」。

「以聖人盡聖窮神」、宋本「盡聖」作「盡性」。而此不作「盡性」。略舉數事、已見乖違。厥疑阮氏所見多爲補版、故有不同也。

黃唐本禮記正義、刊於紹熙壬子、其跋文有「春秋一經願力未暇、以貽同志」之語。是書後八年而出、實有步趨之意。故行款如一、字體槧工、無一不肖。刻工姓名、大都相同。而分爲兩類。

其版心不記字數者、有宋瑜・丁拱・何昇・毛俊・許詠・朱益・方堅・葛昌・蔣信・王玩・張謙・方至・金滋・徐仁・何澄・張明・楊暹・許貴・徐有・李侃・楊詠・李光祖・李允・黃安上・高松年・顧祐・張暉・李信・王受・楊昌・劉昭・李師正・吳志・李倚・王寶・宋瑀・吳有・王汝霖・王定・史伯恭・馬松・孫日新・蔣伸・王宗・朱煥・張堅・李斌・許成之・卓定方・魏奇・江漢・陳選・葉敏・方茂・方忠・李涓・張樞・張斌・高異・宋通・陳晃・徐大中・王壽三・李倍・秦顯・王壽・楊瑤・丁之才・余敏・王植・陳彬・張允・陳浩・劉仁・嚴智・王明・李忠・胡良臣・沈彥・方中・吳方宏・卓定・王信・吳津・孫新・符彥・張升・張富・張彬・徐俊・周明・蔣容・沈文・朱玩・張亨諸人、皆原版也。

其版心兼記字數者、有鄭埜・何鎮・石德潤・仇婆息・劭夫・孫開一・子華・李祥・朱輝・永昌・徐榮・高諒・陳一・徐友山・黃亨・張三・王六・詹德潤・良富・洪福・何慶・何建・陳允升・繆珍・張狗・徐困・陳國・金友・陳邦卿・鄭春・徐中・何通・曹榮・葛弗一・董用・李諒・八斗・丁銓・李崑・張子良・鍾昇・虞良・朱六・葛辛・洪來・王大・童升・趙遇春・任阿伴・久昌・陳瑋・孫斌・婁正諸人。或有單記一字者、皆補版也。

所補亦不出「時」。惟補刻之字、與前類畫若鴻溝、截然不同。其中祇張明・丁之才二人、有記字數者各一葉。疑當時即以壞版覆刻、並未重寫、故致歧出。又朱煥一人、禮記在後類、而此則在前類、爲稍異耳。

錢竹汀謂「蘇州宋文游家藏有是書」。陳樹華嘗借校一過。段玉裁復從陳本逐錄。今此校本已不可復見。段氏謂「文游所藏、後歸歙縣金修撰輔之家、恐亦化爲烟雲」。

『南離志』有三十六卷本。然志載好版壞版暨失去者、才一千一百七十二面。是本乃至一千八百七十二面。疑版刻必有不同。惟即此不同之監本、亦不可得。然則是本也、固爲今日之鳳毛麟角矣。

以上が、張元濟の解題の要点であるが、『中國版刻圖録』のみならず、張氏以降、この「慶元八行本」に言及するものは、すべてこれに基づくようである(3)。

なお『涵芬樓燼餘書録』ではこれに続けて、沈中寶の後跋の文章を引用しているが、後の説明の便のため、以下に、沈氏の後跋を引用する張金吾『愛日精廬藏書志』卷五經部春秋類の記述を掲げよう。

春秋左傳正義三十六卷 臨金壇段氏校宋慶元本

國子祭酒上護軍曲阜縣開國子臣孔穎達等奉勅撰

後序

中實

〔中〕字宋本甚模糊。或是「作」字。姑以意定。叨蒙異恩、

分闔浙左。仰體聖天子崇尚經學之意。惟恐弗稱。訪諸僚吏、則

聞給事中汪公之爲帥也、嘗取國子監『春秋經傳集解』『正義』、

參以閩、蜀諸本、俾其屬及里居之彥、相與校讐、毋敢不恪。又

自取而觀之、小有訛謬、無不訂正。以故此書純全、獨冠他本。

不憚廣費、鳩工集事方殷而遽去。今檢正俞公、以提點刑獄。兼

攝府事、亦嘗加意是書、未畢而又去。中實竊惟『春秋』一經、

褒善貶惡、正名定分、萬世之權衡也。筆削淵奧、雖未易測知、

然而『左氏博』『杜氏集解』『孔氏義疏』、發揮聖經、功亦不細。

萃爲一書、則得失盛衰之迹、與夫諸儒之說是非異同昭然具見。

此前人雅志、繼其後者庸可已乎。遂卒成之。諸經『正義』既刊

倉臺、而此書復刊於郡治、合五爲六、炳乎相輝。有補後學、有

裨教化、遂爲東州盛事。昔熙豐大臣疑是經非聖哲之書、不列於

學官、識者痛之。中興以來、抑邪訛、尊聖經、乃復大顯、以至

於今。世道所闕、不可以無述也。於是乎書。慶元庚申（六年）

既望、吳興沈中實謹題。

杜氏後序、並淳化元年勘校官姓名、及慶元庚申吳興沈中實重刻

題跋一篇、依宋本抄補於後。戊子（乾隆三十三年 1768）三月、

借得朱君文游滋蘭堂藏本及『石經』、詳細手校。凡宋本有疑誤

者、悉書於本字之旁、經傳文從『石經』增加一二。七月三十日

校畢。治泉（陳）樹華記。

南宋翻刻北宋本、無『陸氏音義』、復以『釋文』并借得金梧亭、

惠松崖兩先生從南宋本手校者、互勘一過。八月二十五日。

此宋淳化庚寅官本、慶元庚申摹刻者也。凡宋本佳處、此本盡有。

凡今日所存宋本、未有能善於此者。爲滋蘭堂朱文游物。陳君

芳林於乾隆戊子借校一部。陳君既沒。嘉慶壬戌（七年 1802）、

予借諸令嗣、命長孫美中細意臨校、次子賸倅而終之。吾父有左

傳癖。此本當同手寫本、子孫永遠寶愛。文游名奩、藏書最精、

今皆散。『左傳』今在歙金修撰輔之家。芳林著『春秋內外傳考

證』『宋庠補音考證』、東原師甚重之。癸亥（八年）五月、段玉

裁記。

これによれば、前掲の張元濟が解説した朱文游藏本と陳樹華、段玉裁との関係については、それぞれ右の陳樹華④、段玉裁の跋文に基づくことが了解されるのである。

そして段玉裁の「春秋左傳校勘記目錄序」（『經韻樓集』卷四）⑤、それを踏まえた阮元「春秋左傳注疏校勘記序」①の記述によつて、陳樹華の校本そして段玉裁の校本が嚴杰、すなわち阮元『春秋左傳注疏校勘記』へと継承されたこと、また朱文游没後、この書は金榜（輔之 1735-1801）の藏書となつたことが明らかとなる。

また陳樹華『春秋內傳考證』五十一卷は、どうやら疏文にまでは及んでいないようである。段玉裁の「錢塘の嚴生杰は博聞強識なり。因りて授くるに慶元刻する所の淳化本並びに陳氏の『攷證』及び『石經』以下の各本、及び『釋文』の各本を以てし、其れをして精詳に

摺摺し、其の聚むる所を觀しめ、是非の定め難き者に於ては、則ち予暇日を以て其の衷を折る」という言葉からすると、疏文の校勘の責任はやはり嚴杰に帰せられるようである。

さて張元濟『涵芬樓燼餘書錄』は最後に、藏書印について言及している。そして現に「統修四庫全書本」からもそれらが確認できるのであるが、以下のような十種類の藏書印が見える。

「秋叢圖書」

「北平孫氏」

「季振宜字詵兮號滄葦」「季印振宜」「滄葦」

「崑山徐氏家藏」「徐健菴」「乾學」

「海鹽張元濟經收」「涵芬樓」

近刊の李致忠『宋版書叙録』（書目文獻出版社 一九九四）を参照すると、「秋叢圖書」とは南宋の宰相賈似道（1213-1275）の藏書印だという。ただし李致忠氏はその「真偽は弁じがたい」が、もしもこれが真実だとすれば「錦上に花を添えるものだ」と述べている。

次いで「北平孫氏」は明の孫承沢の藏書印。北平は彼の本籍である山東益都にちなむという。その藏書は「万卷樓」に納められた。

「季振宜字詵兮號滄葦」「季印振宜」「滄葦」等の印記は、すべて清の季振宜、字は詵兮、号は滄葦の藏書印である。

「崑山徐氏家藏」「徐健菴」「乾學」は清の徐乾学（1634-1694）の藏書印。その藏書は「伝是樓」に納められ、『伝是樓宋元書目』にその解説が見える。

最後は「海鹽張元濟經收」「涵芬樓」。涵芬樓は商務印書館編訳所の参考図書館で、張元濟はその創設者。「四部叢刊」が涵芬樓の藏書を中心に編纂されたことは周知のことであろう。その藏書は日華事変中に焼失したものが多く、張元濟に『涵芬樓燼餘書錄』の著が有ることは、既述の通りである。

したがって、この「統修四庫全書本」はその収蔵者とその藏書印によってほぼ辿ることができるといえる。いまあらためて整理すると次のようになる。

（南宋）賈似道——明）孫承沢——

（清）季振宜——徐乾学——涵芬樓↓北京図書館  
1634-1694 =

統修四庫全書

一方、朱文游藏本の系譜はあまり明らかではないが、これは以下のようになるであろう。

（清）朱文游↓金榜（輔之）↓？  
1705-1801

1768 ↓借

陳樹華↓段玉裁↓嚴杰↓阮元校勘記

1802 借

◆ ◆ ◆

以上のように、「慶元八行本」が二種類伝存していたとする張元



濟の解題によって、阮元『校勘記』と北京図書館本との記述の相違（張氏が挙げたのは序と卷一からの八例）が説明できることとなったのである。

それでは、先に筆者が列挙した一一五例もまた、これによって説明がつくのであろうか。実は筆者は、そのように結論づけるのにはいささか躊躇するのである。

その理由の一つは、「慶元八行本」が二種類伝存していたとする記録を、張元濟『涵芬樓燼餘書錄』以前に見出し得ないからである。『周易正義』や『尚書正義』の「八行本」が日中兩國に一本づつ伝存していることからして、その可能性は無くもないのであるが、『周易正義』『尚書正義』の場合は学界周知のことであった。しかし、『春秋正義』の場合、その事実と言及するもの無いこと既述の通りである。

理由の二つめ。『版刻圖録』解説によれば、校勘記「宋本」の記述との齟齬は、遞修の程度の違いから生じたものとだということであるが、そうだとすると、筆者が挙げた例は、遞修部分のみに見られるはずである。ところが一一五例中、元代の刻工名が記された例、あるいは補修部分と思われるのは、実は以下の、

- ・ 若一地二名當時並存 (04-08b-7) 高諒 (04-10b 続四庫本)
- ・ 六棗謂黍稷稻粱麥苽 (05-08b-10) 良富? (05-11a)
- ・ 楊雄方言云 (06-08a-10) 洪福 (06-10a)
- ・ 陸機毛詩疏云 (06-08a-10) 洪福 (06-10a)
- ・ 是共權時之便 (12-09b-9) ■ (11-12a)

- ・ 計應罪楚子 (22-15a-6) 胡 (16-45b)
- ・ 則下與福祐甚周備 (29-06b-9) 友山 (||徐友山 20-08a)
- ・ 考工記 (43-12b-5) ? (27-37b)
- ・ 同上 (57-01a-3) ■ (35-01a)

の九例（前掲筆者の校勘記に★印を附したものの）のみで、他はいずれも宋代の刻工によるものであった。（既述のように「統修四庫全書本」は刻工名の識別が困難な版心が少なくない。）

張氏の解説のいうとおりであるなら、齟齬の例は元代遞修部分に限られるはずであるが、しかし事実はその逆で、慶元年間の刊刻部分がほとんどであった。

したがって先の二つの系譜を見比べるとき、徐乾学 (1634-1694) から涵芬樓に至るまでに、「朱文游—金榜 (1735-1801)」を介在させても、さほど不自然ではないようにも思われるのである。

以上検討の結果、張氏の解説は、涵芬樓藏本（すなわち「統修四庫本」）が『校勘記』にいわゆる「宋本」の記述と齟齬する例の多いことから、「慶元八行本」に二本が存在するはずだという仮説を立てたのではあるまいか、というのが筆者の推測である。

幸いに以上の推測が当たっているとすれば、清代には刊本としての「慶元八行本」はただの一本、すなわち阮元が利用した朱文游家藏本が存するのみであり、これが北京図書館所藏本となり、このたび「統修四庫全書」中に影印本として収録された、ということになるであろう。したがって、阮校すなわち嚴杰は、直接には「八行本」を見ていない、と判断せざるを得ないのである。

当時の校勘作業の実態については、寡聞にして詳かにできないが、考えられるのは、一旦写本を作成したものを用いたか、あるいは直接に「八行本」を見たとしても、問題とすべき箇所に限って点検したかのいずれかであろう。そこに誤写の入り込む余地があったと思われる。現在、我々が誤写の無い複写（コピー）を利用するのは、事情が異なるのである。

ちなみに上記の一一五例は、そのほとんどが「宋本」即ち「八行本」自体が誤っていないもので、まことに「宋本」にとつては冤罪とでもいふべき例であった。

そういうわけで、筆者作成の校勘記は、これまで「八行本」については既述のとおり、「阮元『校勘記』」に全面的に依拠したものであったが、影印本ながら、あらためて現物について校勘する必要が生じたことになる。かりにこれが亡逸したとされる朱文游本とは別の「慶元八行本」であったとしても、である。否、そうであれば尚更のことであろう。

現在までのところ、この「八行本」は限りなく「正宗寺本」に近く、ややこれより劣っているのではないかと筆者は予想している。その詳細は逐次発表したいと思う。



最後に、参考までに「慶元八行本」から二例、これと対照するたぬ阮刻本の一例の影印見本を掲げよう。

「附図一」は、「慶元八行本」（右頁）と「嘉慶阮刻本（左頁）」の莊公三十二年伝の部分で、ほぼ同一伝文・注文そして疏文に相当

するものである。「八行本」が伝・注文の後に疏文をまとめて附加しているのに対し、「阮刻本」では標起止ごとに分別して配置されていることが分かる。「八行本」が「単疏本」の形式を巻次第を含めて多分に残しているのに対し、「阮刻本」が基づいた「十行本」に至って、全き合刻本が完成したというべきであろう。

「附図二」は、「慶元八行本」の巻四の第三十三葉と巻五の第一葉である。巻四は刷りが鮮明ではなく、かなり後印であるが、巻五はこれに比べて鮮明である。刻工名「詹德潤」は元代の人物であり、これは補修部分ということになる。北京図書館所蔵「八行本」には、このような補修部分がかなり見られる。ここに付言して、專家のさらなる検討を待ちたい。

注

① 阮元「春秋左傳注疏校勘記序」

……至於孔穎達等依經傳杜注爲正義三十六卷、本自單行。宋淳化元年有刻本、至慶元間、吳興沈中實分系諸經注本合刻之。其跋云「種給事中汪公之後、取國子監春秋經傳集解正義精校、萃爲一書」。蓋田敏等所鑿、淳化元年所頒、皆最爲善本、而畢集於是。後此附以釋文之本、未有能及此者。元和陳樹華、即以此本遍考諸書、凡與左氏經傳文有異同可備參考者、撰成『春秋內傳考證』一書。『考證』所載之同異、雖與正義本尙然不同、然亦間有可采者。元更病今日各本之踳駁、思爲詛正。錢塘監生嚴杰熟於經疏、因授以舊日手校本、又慶元

間所刻之本、并陳樹華『考證』及唐『石經』以下各本及『釋文』各本、精詳摺據、共爲校勘記四十二卷。雖班孟堅所謂「多古字古言」、許叔重所謂「述春秋傳用古文」者、年代懸邈、不可究悉、亦庶幾網羅放佚、冀成注疏善本。用裨學者矣。阮元記

② 錢大昕（1728-1804）の『十駕齋養新餘錄』卷上「春秋正義宋槧本」条に次のように見える。

吳門の朱文游家藏の宋槧春秋正義三十六卷。宋の淳化元年本と云へるも、實は則ち慶元六年の重刊本なり。每葉前後各八行、行十六字。卷末に馮嗣祖、趙彥謙等の校勘字有り。今の通行本は哀公卷首正義をば全て闕くも、獨り此の本にのみ之れ有り。文游嘗つて予に借校を許せしに、會予北上して未だ果たさず。今文游は逝きて久し。此の書轉じて何氏に徙りしかを知らず。（吳門朱文游家藏宋槧春秋正義三十六卷。云宋淳化元年本、實則慶元六年重刊本也。每葉前後各八行、行十六字。卷末有馮嗣祖、趙彥謙等校勘字。今通行本哀公卷首正義全闕、獨此本有之。文游嘗許予借校。會予北上未果。今文游久逝、此書不知轉徙何氏矣。）

③ たとえば近刊の王馨文編『古籍宋元刊工姓名索引』（上海古籍出版社一九九〇）でも刻工名を二期に分けて列挙しているが、これは張氏をそのまま襲うものである。

春秋左傳正義三十六卷（涵芬樓）  
唐孔穎達撰。

宋慶元六年（1200）紹興府刊遞修本（半頁八行十六字、注雙行二十二字）。

白口、左右雙邊、框高21.2釐米、廣16.3釐米。刊工或有單一字者、皆補

板也。所補亦非同出一時、惟補刊之字與前一類畫若鴻溝、截然不同。其中祇張明、丁之才二人有記字數者各一頁、疑當時即以壞版覆刊、并未重寫、故致歧出。又朱渙一人、《禮記》在後類而此則在前類、爲稍異耳。

④ 『清史列傳』卷六十九「陳樹華伝」は、この跋文に基づく。

陳樹華、字芳林、江蘇元和人。乾隆元年、廩貢生。授湖南武岡州同、以註誤回籍。已、復由縣丞陞知縣、擢擢山西澤州府同知、以到任遲延、降補寧鄉知縣。樹華勤學、有左癖。官湖南時、得慶元間吳興沈作賓分系諸經注本、乃棄官歸里、備考他經傳記、子史別集與左氏經傳及注有異同者、成『春秋內傳考證』五十一卷。同時戴震・盧文弨・金榜・王念孫、皆服其該洽。段玉裁自蜀歸、移居蘇州、讀其書、歎爲善本。因錄其副、以訂阮元『十三經校勘記』。後錢塘嚴杰授以慶元所刻淳化諸善本、令樹華精詳摺據、其是非難定者、玉裁爲折衷焉。樹華又有『國語補音訂誤』及詩集。嘉慶六年、卒、年七十二。

⑤ 段玉裁「春秋左傳校勘記目錄序」（『經韻樓集』卷四）

……國朝乾隆中、元和陳芳林樹華有左癖、既得此善本、乃棄官杜門、遍攷他經傳記子史別集及左氏經傳及注有異同可參攷者、成『春秋內傳攷證』一書。往者、戴東原師・盧紹弓氏・金輔之氏・王懷祖氏皆其該洽。錢塘嚴生杰博聞強識、因授以慶元所刻「淳化本」并陳氏「攷證」及『石經』以下各本、及『釋文』各本、令其精詳摺據、觀其所聚、而於是非難定者、則予以暇日折其衷焉。……嘉慶八年冬至日

○ 本稿を成すにあたり、明治大学助教神鷹徳治氏のご助言を賜わったことを申し添える。

（本稿は平成十四年度科学研究費基盤研究(C)(2)の成果の一部である。）

〔附圖一〕慶元八行本と嘉慶阮刻本

管仲之言發端耳非說此年伐邢之事故言無傳

傳三十二年春城小穀為管仲也公感齊相之德故為

齊侯為楚伐鄭之故請會于諸侯楚

宋公請先見于齊侯夏遇于梁

丘秋七月有神降于莘有神聲以接人莘地惠王問諸

內史過曰是何故也內史過周大夫對曰國之將興

明神降之監其德也將亡神又降之觀其

惡也故有得神以興亦有以亡虞夏商周

皆有之亦有神異王曰若之何對曰以其物享

焉其至之日亦其物也享祭也若以甲乙日至祭先脾王用蒼服上青

王從之內史過往聞虢請命聞虢請於神求賜土

反曰虢必亡矣虐而聽於神神居莘六

月虢公使祝應宗區史囂享焉神賜之

史囂曰虢其亡乎吾聞之

國將興聽於民政順民心將亡聽於神求福於神神聰

明正直而壹者也依人而行唯德是與虢多涼德

其何土之能得涼薄也為傳二年晉滅下陽傳

也者妙萬物而為言者也雖復鬼神之神亦無形象可見

今言神降則人皆聞知故知有神謂有神聲以接人也吳

孫權時有神自稱王表言語與人無異而形不可見今此

神降于莘蓋亦王表之類神者氣也當在入上今下接人

故稱降也國語說此事稱內史過對王云昔昭王娶於房

曰房后實有爽德協於丹朱丹朱馮身以儀之生穆王焉

若由是觀之其丹朱之神乎下說神居莘而虢公請土內

史過往聞虢請命知莘是虢地 虞夏商周皆有之 正

義曰國語內史過曰夏之興也祝融降於崇山其亡也回

祿信於黔陘商之興也禘於郊於玉其亡也夷羊在牧

周之興也鸞鳴於岐山其衰也杜伯射宣王於鎬是夏

商周之所有也其虞則國語不言焉未知其所謂也服虔

云虞舜祖考來格鳳皇來儀百獸率舞宗虞書夔說舜

樂所致非神降也必其傳會尚書以為得神以興則虞

舜得神以亡者又安在也 注享祭至祭之 正義

曰此降莘之神非祀典所載神必須祭故內史過令以其

物享之其物不知所謂更以至日釋之謂此神初降之日

以其至日之物也月令春其日甲乙夏其日丙丁中央土

其日戊己秋其日庚辛冬其日壬癸所用之物月令具有

其文注引甲乙所用舉一隅也丙丁日至祭用肺王服皆

赤也戊己日至祭用心王服皆黃也庚辛日至祭用肝王

服皆白也壬癸日至祭用腎王服皆玄也 神居莘六月

正義曰國語稱惠王十五年神降于莘年表惠王元年是

魯莊公之十八年則此年惠王十五年也上云七月神降

則今年七月降也居莘六月虢公使祝史享焉則今年十

二月也內史過往已聞虢請命則過至虢亦十二月也傳

先說王事使了後論虢事以終內史之言故文倒耳 神

聰至能得 正義曰國語曰耳目心之樞機也故必聰和

而視正聰和則聰視正則明然則所謂聰明者不聽淫辭

不視邪人之謂也襄七年傳曰正直為正正曲為直言正

禮而 ○狄伐邢 無傳邢國在 疏 狄伐邢注無傳。正義

傳三十二年春城小穀為管仲也 公感齊桓之 德故為管仲

齊侯為楚伐鄭之故請會于 宋公請先見于齊侯夏

秋七月有神降于莘 有 神

對曰國之將興明神降之監其 德也將亡神又降之觀其惡也故有得神以

興亦有以亡虞夏商周皆有之 亦有神異。監

疏 虞夏商周皆有之。正義曰國語內史過曰夏之興

反 疏 也祝融降於崇山其亡也周祿信於豳商之興也

其衰也杜伯射宣王於鎬是夏商周之所有也其虞則國語

不言焉未知其所謂也服虔云虞舜祖考來格鳳皇來儀百

獸率舞案虞書變就舜樂所致非神降也必其得會尚書以

神以亡者又安在也 王曰若之何對曰以其物

享焉其至之日亦其物也 祭先脾玉用荪照上青

以此類祭之 疏 注享祭至祭之。正義曰此降莘之神非

脾神支反 疏 祀典所載神必須祭故內史過令以其物

至日之物也月令春其日甲乙夏其日丙丁中央土其日戊

己秋其日庚辛冬其日壬癸所用之物月令具有其文注引

甲乙所用舉一隅也丙丁日至祭用肺玉服皆赤也戊己日

至祭用心玉服皆黃也庚辛日至祭用肝玉 王從之內

史過往問號請命 賜土田之命 反曰號必亡

矣虐而聽於神神居莘六月 疏 神居莘六月。

惠王十五年神降于莘年表惠王五年是魯莊公之十八年

則此年惠王十五年也上云七月神降則今年七月降也居

莘六月號公使祝應宗區史噐享焉神賜 史噐曰

言故文倒耳 號公使祝應宗區史噐享焉神賜 史噐曰

之土田 區丘于反區五市反大祝音黍下同。史噐曰

號其亡乎吾聞之國將興聽於民 政順 將亡

聽於神 神聰明正直而壹者也依人而 行

疏 神聰明至能得。正義曰國語曰耳目心之樞機也

唯德 疏 是與 疏 故必聽和而視正聽和則聰視正則明然則所謂

聰明者不聽淫辭不視邪人之謂也義七年傳曰正直為正

正曲為直言正者能自正直者能正人曲而壹者言其一心

不依其何土之能得言賜之土田必虛妄也若神所不依則

不應賜土而言神賜之土田者神厭其人不告。初公築

以賓猶晉獻公筮以驪姬為夫人亦云吉耳。初公築

臺臨黨氏 黨氏魯大夫築臺不告廟。黨音掌 見孟任從之闕

疏 從之闕。正義曰服虔 而以夫人

言許之夫人 割臂盟公生子般焉雩講于

梁氏女公子觀之 公于子般妹。肆音回又以二反 疏

梁氏女公子觀之 公于子般妹。肆音回又以二反 疏

梁氏女公子觀之 公于子般妹。肆音回又以二反 疏

梁氏女公子觀之 公于子般妹。肆音回又以二反 疏

〔附圖二〕慶元八行本の遞修

家大宰大宰官名公曰為其少故也吾將授之  
 矣授位使營菟裘吾將老焉菟裘魯邑在泰山梁父縣南  
 欲復居魯朝羽父懼反譖公于相公而請弒之  
 之公之為公子也與鄭人戰于狐壤止焉  
 內諱獲故言止狐壤鄭地鄭人囚諸尹氏尹氏鄭大夫賂尹氏而  
 禱於其主鍾巫主尹氏所主祭遂與尹氏歸而立其  
 主立鍾巫於魯十一月公祭鍾巫齊于社圃社圃魯名  
 館于寯氏館舍也寯氏魯大夫壬辰羽父使賊弒公  
 于寯氏立相公而討寯氏有死者欲以殺寯氏之罪加寯氏  
 氏而復不能正法誅之傳言進退無據不書葬不成喪也相弒寯氏立故喪禮不成  
注大宰官名 正義曰周禮天子六卿天官冢宰為司徒叔孫為司馬孟孫為司空則魯之三卿無大宰也  
羽父名見於經已足知矣而復求大宰蓋欲令魯特置此官以榮已耳以後更無大宰知魯竟不立之 討寯氏在死者 劉炫云羽父遣賊弒公公非寯氏所弒公在寯氏而死遂誣寯氏弒君欲以正法誅之若非寯氏所弒世討寯氏之家僅有死者而已言不據誅之 注欲以至無據  
正義曰劉炫云欲以弒君之罪加寯氏則若寯氏所弒而復不能以正法誅之正法謂滅其族行其官也傳言此者退無據進誅寯氏則實非寯氏弒君退舍寯氏則無弒君之人是其進退無據也

春秋正義卷第五  
 國子祭酒上護軍曲阜縣開國子臣孔穎達等奉  
 勅撰  
 桓公正義曰魯世家桓公名允惠公之子隱公之弟仲子所生以桓王九年即位莊王三年薨世本桓公名執世族譜亦為執謚法辟土服遠曰桓謚法非一略舉一耳亦不知本以何行而為此謚他皆放此是歲歲在言  
 經元年春王正月公即位嗣子位定於初喪而改元必須踰年者繼禮於廟諸遭喪繼位者因此而改元正位百官以序故國史亦書即位之事於策桓公篡立而用常禮欲自同於遭喪繼位者釋例論之備矣 注嗣子至義曰顧命曰乙丑成王崩使齊侯呂伋以二于戈逆子釗于南門之外延入翼室恤宅宗孔安國云明室略寢延之使居憂為天下宗主天子初崩嗣子定位則諸侯亦當然也釋例曰尚書顧命天子在殯之遺制也推此亦足以準諸侯之禮矣是知嗣子位定於初喪孝子緣生以事死歲之首日必朝事宗廟即改元釋例曰襄二十九年經書春王正月公在莒傳曰釋不朝正于廟也然則諸侯每歲首必有禮於廟今遭喪繼位者每新年正月亦改元正位百官以序故國史因書即位於策以表之此新君之常禮也相之於隱本無君臣之義計隱公之死相公即合改元不假踰年方行即位猶如晉厲被弒悼公即位改元今相雖實篡立歸罪寯氏詐言不與賊謀而用常禮自同於遭喪繼位者亦既實即其位國史依實書之仲尼因而不改反明公實篡立而自同於常亦足見相之篡也 三一

